## 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力基盤整備課制度検討作業部会担当 御中

制度検討作業部会(TF)が検討する各市場等の制度設計に対する意見

我々新経済連盟は、イノベーション等を通じて新経済の実現を図るために活動しており、その観点から、電力システム改革も、公正な競争環境が整備されることで新たなサービスが生まれ、利用者・需要家が多様で低廉な種々のサービスを享受できるようにする制度設計が必要不可欠と考えます。その意味で、今までも電力システム改革に関しては、種々の意見コメントを述べてきました。

今回のパブリックコメント募集にあたり、電力自由化の本来の趣旨や意義(公正な競争と新規参入の実現、消費者・需要家にとっての選択肢の拡大・利便性向上)が完全に達成されるようにするため必要と思われる事項について意見を以下の通り表明します。(参考)2015年6月の改訂日本再興戦略(閣議決定)では、電力システム改革の意義として、『上流から下流まで関連産業を含めた幅広い分野で、異業種等の新規参入を促進し、新たな産業や雇用を創出する』と明確に記述されています。

具体的な意見は、次ページ以降です。

対象施策	① ベースロード電源市場
該当ページ	中間論点整理(第2次)(平成29年12月)
	p.8(市場範囲)
	市場範囲の設定として、①北海道エリア②東北・東京エリア
意見内容	③西エリアの3つの市場以外に、例えば九州エリアなどの設定
70.70.4 [	は考えなくてよいか検討するべきと考えます。
	(1) 3つに設定する理由が必ずしも明らかではありません。
理由	(2) 例えば、九州エリアは全国的に見ても新電力による部分
本田	供給の比率が高いエリアです (中間論点整理(第2次)(平
	成29年12月)p.31(参考図1-20)部分供給の実施状況を参
	照)。
	(3) このような地域では、小売市場での適正な競争環境の確
	保の観点から、新電力によるベースロード電源へのアク
	セスを容易とし、旧一般電気事業者とのアクセス環境の
	イコールフッティングを確保する必要性が高いと考えら
	れます。

対象施策	① ベースロード電源市場
	中間論点整理(第2次)(平成29年12月)
該当ページ	p. 27(監視のあり方)及びp. 31 (3) 今後について
	競争環境の整備のためにはベースロード電源で調達する価格
意見内容	水準のあり方等が重要であり、それに影響を与える論点の検討
	と検証が制度導入前に十分なされたうえで制度導入を図るべき です。その観点から、審議過程において複数者から指摘のあっ
	た『供出量』『供出単位(グループ会社ごと)』『未稼働電源
	の取扱い』等について議論を深め、電力システム改革の本来の
	目的達成のために制度の最終型が合理的なものになっているの
	かあらためて検討検証を行い、適正な制度を構築するべきと考
	えます。
	□ (1) 貫徹小委での中間とりまとめでは、ベースロード電源市
	場は、新規参入者もベースロード電源へのアクセスを容
理由 	易とするための新たな市場として導入されることとなっ
	ています。また、旧事業者と新規参入者のベースロード
	電源へのアクセス環境のイコールフッティングを図るこ
	とも指摘されています。
	(2) ベースロード市場の制度設計が、上記のような趣旨目的
	を達成できるものに本当になるのかを十分検証検討した うえではじめて制度を導入することは議論の大前提と考
	えます。
	(3) 今まで新電力が供給することが困難であった高負荷需要
	に対しての供給が実現し、高負荷の需要家に選択肢を提
	供できるようにするためには、新電力が、ベースロード
	市場を通じて本当に競争力のある価格で電源調達をする
	ことが可能な制度設計になっているか十分に検証検討する必要があります。
	(4) その意味からは、まだ十分に制度設計の詳細の議論が尽
	くされてはいないと考えます。
	( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (

対象施策	① ベースロード電源市場
該当ページ	中間論点整理(第2次)(平成29年12月) p. 27(監視のあり方)及びp. 31 (3) 今後について
意見内容	供出価格のレベルは、『不当に高い水準とならないよう』ではなく、『同じ水準となるよう』にすべきです。 また、事後的な市場監視では、実際の小売価格を指標とすべきであるとともに、不適正な場合事業者に速やかに是正措置を取らせる枠組みを適正取引ガイドライン等で担保するべきです。
理由	(1) 貫徹小委での中間とりまとめでは、ベースロード電源市場は、新規参入者もベースロード電源へのアクセスを容易とするための新たな市場として導入されることとなっています。また、旧事業者と新規参入者のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフッティングを図ることも指摘されています。それを踏まえると、以下のことが言えます。 (2) 今まで新電力が供給することが困難であった高負荷需要に対しての供給が実現し、高負荷の需要家に選択肢を提供できるようにするためには、新電力が、ベースロード市場を通じて本当に競争力のある価格で電源調達をすることが可能な制度設計になっているかを十分検証することが必要です。また、ベースロード電源市場創設後、黒として、高負荷需要での競争が活性化しているかを検証することも必要不可欠です。 (3) ベースロード市場の制度設計が、上記のような趣旨目的を達成できるものに本当になるのかという点では、『不当に高い水準とならないように』では、イコールフッティングの観点から不十分と考えます。 (4) また、検証としては、高負荷需要家への小売市場との関連での検証が必要である。

対象施策	② 間接オークション・間接送電権 
該当ページ	中間論点整理(第2次)(平成29年12月)
	p. 37(決済方法の基本的考え方)p. 38(間接送電権の会計上の
	整理)
	間接送電権の性質(JEPXの現物取引における値差精算処理に対
意見内容	する対価)や間接送電権に関する経済取引の会計上の整理(デ
	リバティブ取引には該当しない)を実態として確保するため、
	間接送電権の管理等にブロックチェーン技術等の活用も検討す
	ることをお願いしたい
理由	間接送電権の性質や間接送電権に関する経済取引の会計上の整
	理を実態として確保すべく、電力取引に付随して適切に間接送
	電権を使用しているか否かを確認するためには、個々の電力取
	引と間接送電権の紐付けを行うことが有用であると考えられま
	す(中間論点整理(第2次)(平成29年12月)p.37脚注37)。この
	ような紐付けには、昨今、様々な分野で活用が期待される新技
	術であるブロックチェーン技術等の活用がまさに趣旨にあって
	おり、それらの活用が極めて有用であると考えます。

対象施策	③ 容量市場
該当ページ	中間論点整理(第2次)(平成29年12月) p. 66 (経過措置)
意見内容	<ul><li>(1)需要家負担の激変緩和の観点から、需要家や小売事業者へのインパクトのシミュレーション等を実施したうえで適切な内容の経過措置を導入するべきです。</li><li>(2)その意味で、現状の案の7割控除で十分なのかどうかを検証する必要が大前提です。</li></ul>
理由	<ul><li>(1)多くの新電力が卸電力市場からの調達に大きく依存し、容量市場開設直後は卸電力市場への影響は限定的と考えられるため、適正な激変緩和措置が必要です。</li><li>(2)現状の案が適正かどうかは、需要家や小売事業者へのインパクトをシミュレーションしないと当否を十分に検証できないのではないかと考えます。なお、政府は、昨今、データに基づく政策形成を推進しており、その観点からもそのような検証は重要です。</li></ul>

対象施策	④ 非化石価値取引市場
<b>为1多加色外</b>	
該当ページ	中間論点整理(第2次)(平成29年12月)
	p. 99 (今後の進め方)
	(1) 非化石価値の取引量について、数値管理(KPI管理)の徹
意見内容	底をすべきと考えます。
	(2) 非化石価値取引市場の創設にあたっては、環境価値へ
	の国民の正確な理解を促す観点から、既存の環境価値
	(J-クレジット等) についても併せて周知をしたほうが
	よいと考えます。
	(1) 本市場は国民負担の軽減に資することを目的としている
理由	ため、具体的な目標値とスケジュール管理の徹底が必要
	であると考えます。
	(2)J- <b>クレジット</b> は非化石証書と異なり小売電気事業者だけ
	でなく、需要家自身が活用することが可能であり、周知
	による政策効果は高いと考えます。